

島根県県民いきいき活動促進基本方針

～自立的に発展できる快適で活力のある島根を目指して～

【改訂版】

**平成18年2月策定
平成24年3月改訂**

島根県

〒 690-8501

島根県松江市殿町1番地

TEL (0852)22-5096

FAX (0852)22-5098

知事あいさつ（はじめに）

阪神・淡路大震災後、ボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）が制定されて13年が過ぎました。この間に、全国のNPO法人は約4万5千法人（島根県においては250法人）に増加しました。そして昨年の東日本大震災においては、多数のNPO法人が復興支援に活躍しております。

島根県では、地域における様々な課題の解決に向けて、多様な主体による自主的な活動を促進するため「島根県県民いきいき活動促進条例」を平成17年に制定しました。平成18年2月には、この条例に基づき、「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」を施策の柱とする「基本方針」を策定し、県民やNPO法人の皆様による社会貢献活動を推進して参りました。

このたび、寄附税制の拡充やNPO法改正などNPO活動支援に関する大幅な制度改革が行われたこと等をきっかけに、基本方針の改訂を行なうこととしました。今回の改訂では、寄附促進など資金調達や人材育成などNPOの活動基盤の整備、企業や市町村を含めた多様な担い手の連携、中間支援機能の充実などが重点項目となっています。

改訂された基本方針に基づき、「県民いきいき活動」の担い手の体制が整備され、その活動を促進する環境が整備される施策を展開して参ります。このことにより、県民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らすことができる地域社会の実現が図られるものと期待しています。

改訂に当たっては、島根県県民いきいき活動促進委員会の皆様から貴重な御意見や御提言をいただきました。とりわけ同委員会基本方針策定部会の皆様には、御多用の中、様々な角度から熱心に御議論、検討を進めていただきました。県民の皆様の視点に立ってわかりやすい方針案を御提示いただいたことに、心より感謝申し上げます。

平成24年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

目 次

I	基本方針の趣旨	P1
II	施策の全体像	
1	「県民いきいき活動の促進」・「協働の推進」のビジョン図	P3
2	基本方針体系図	P5
III	施策の体系	
1	県民いきいき活動の促進	P7
(1)	県民いきいき活動の普及	
(2)	県民いきいき活動の深化	
2	協働の推進	P10
(1)	協働の普及	
(2)	協働の深化	
IV	体制の整備	P12
1	行政	
(1)	県の取り組み	
(2)	市町村への働きかけ	
2	(公財) ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）	
3	県民いきいき活動促進委員会	
V	施策の評価と検証	P13
VI	方針の見直し	P13
VII	関係資料	P14
VIII	県民いきいき活動促進行動計画【別冊】	

【参考】以下の用語については、本文中に参考図等を掲示していますので、ご参照ください。

「県民いきいき活動」・・・解説（本頁の最下段）、イメージ図（P 8）

「N P O」 ・・・ P 9

「協 働」 ・・・ P 1 0

【県民いきいき活動の解説】

「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的として自発的に行われる活動です。

島根県では協働を推進し、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を目的とした「県民いきいき活動促進条例」に基づき、「県民いきいき活動」を促進しています。

I 基本方針の趣旨

1. 目的

島根県は、「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、県民いきいき活動を促進するとともに、県民いきいき活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざします。

2. 基本方針の位置づけ



3. 施策の基本的な考え方

【施策体系の整理】

改訂にあたり、基本方針は「県民」のための県の施策を示すものであるという視点に立ち、以下の方法により施策体系を整理した。

①「県民いきいき活動」や「協働」により、地域社会がいきいきとした状態のビジョンを描いた。

→「県民いきいき活動の促進」・「協働の推進」のビジョン図（P3～4）

②上記ビジョンの状態をめざすために必要な施策を整理し体系化した。

→基本方針体系図（P5～6）

【施策の基本的方向】

1. 県民いきいき活動による地域の活性化

- 県民いきいき活動への関心喚起と活動機会の拡大
- 県民いきいき活動の担い手の活動基盤整備と支援の基盤強化

2. 協働による地域の活性化

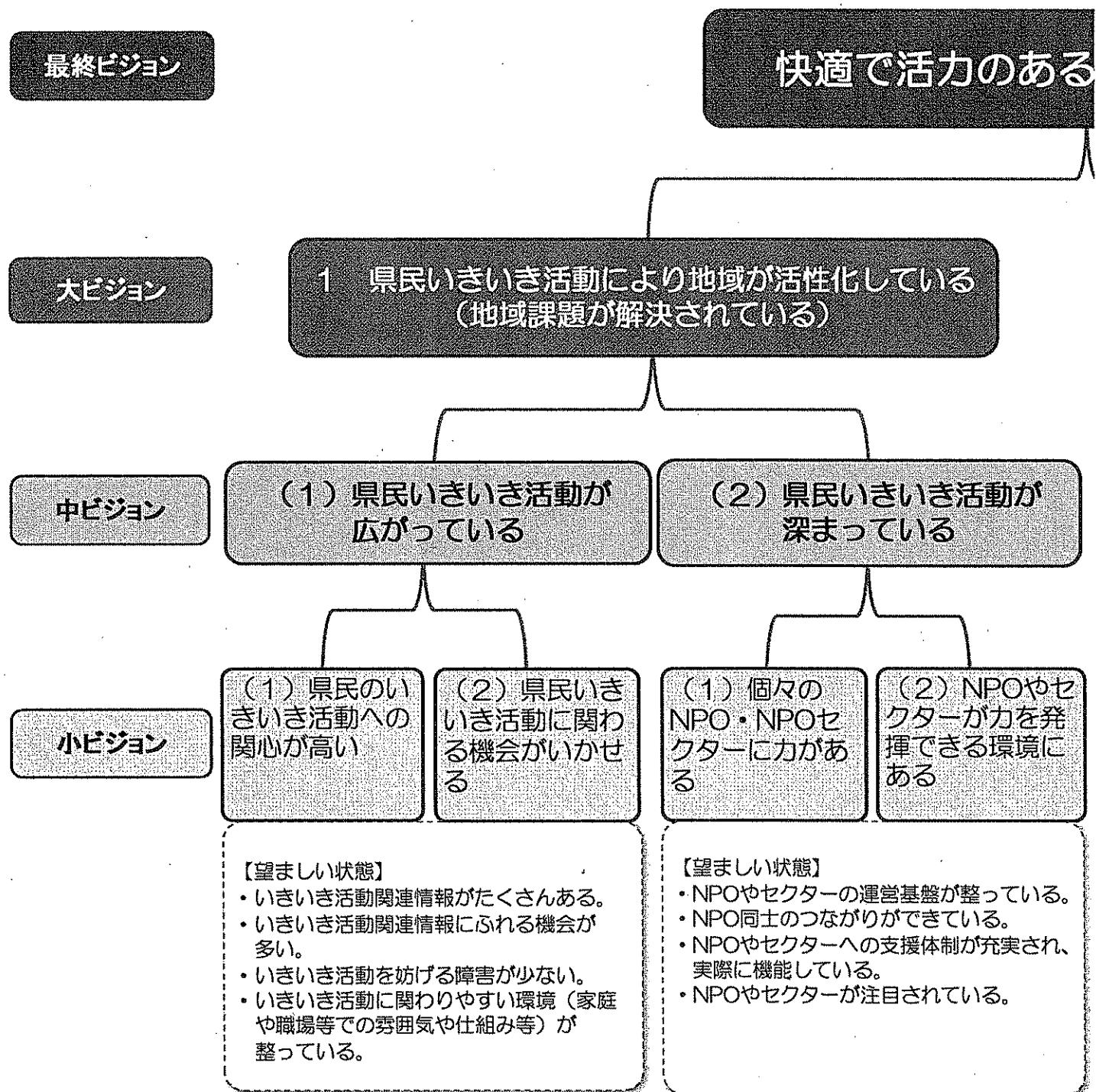
- 協働への関心喚起と協働機会の拡大
- 協働実践力の向上と協働の担い手の基盤強化

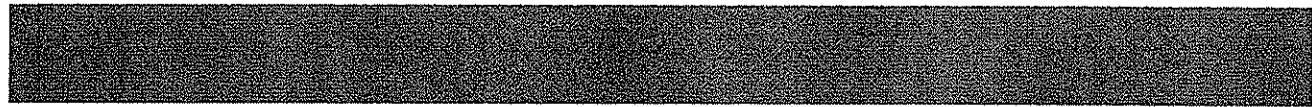
3. 「県民いきいき活動の促進」及び「協働の推進」のための体制整備

- 行政（県及び市町村）
- （公財）ふるさと島根定住財団
- 県民いきいき活動促進委員会

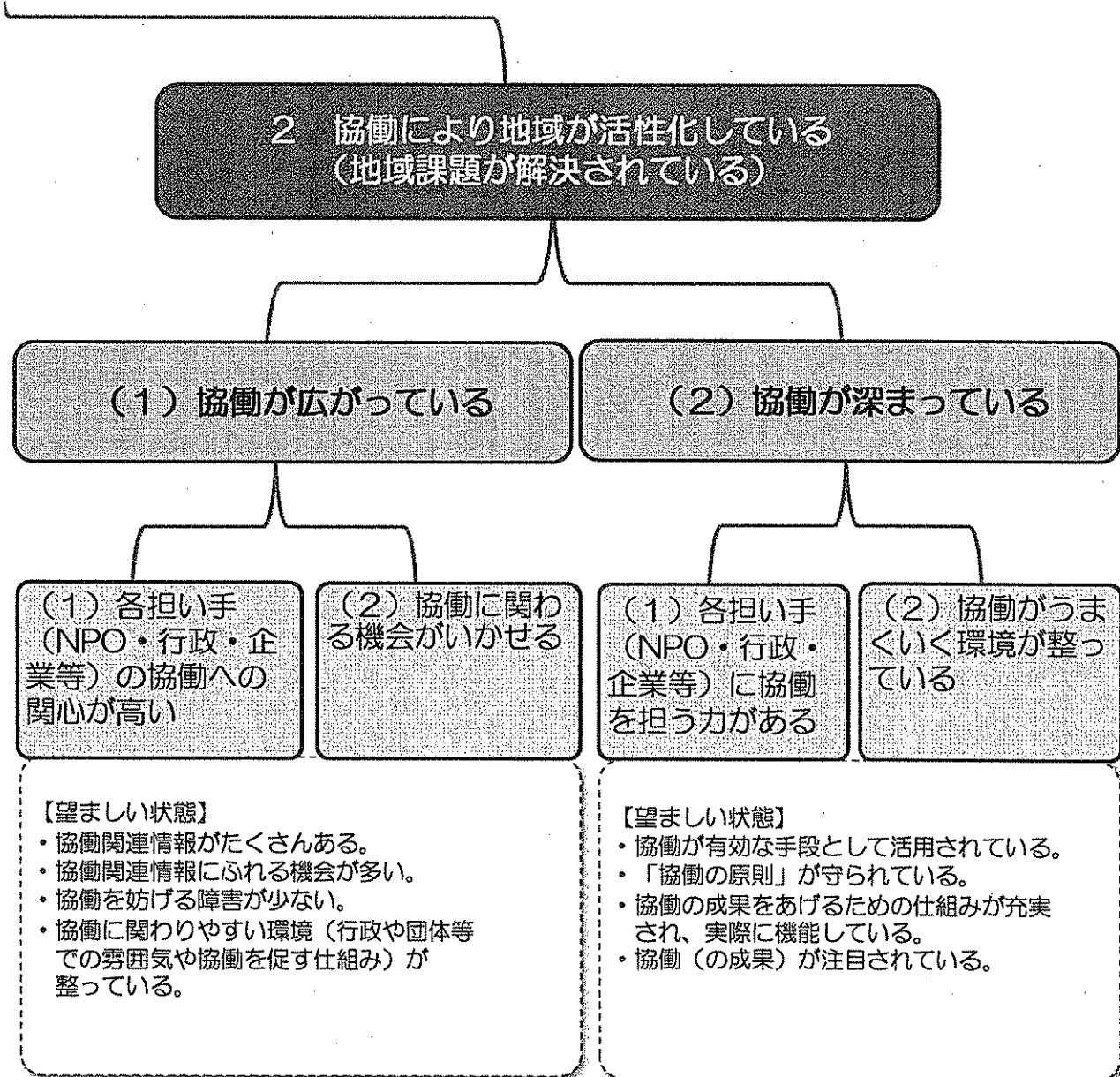
II 施策の全体像

1 「県民いきいき活動の促進」・「協働の推進」のビジョン図

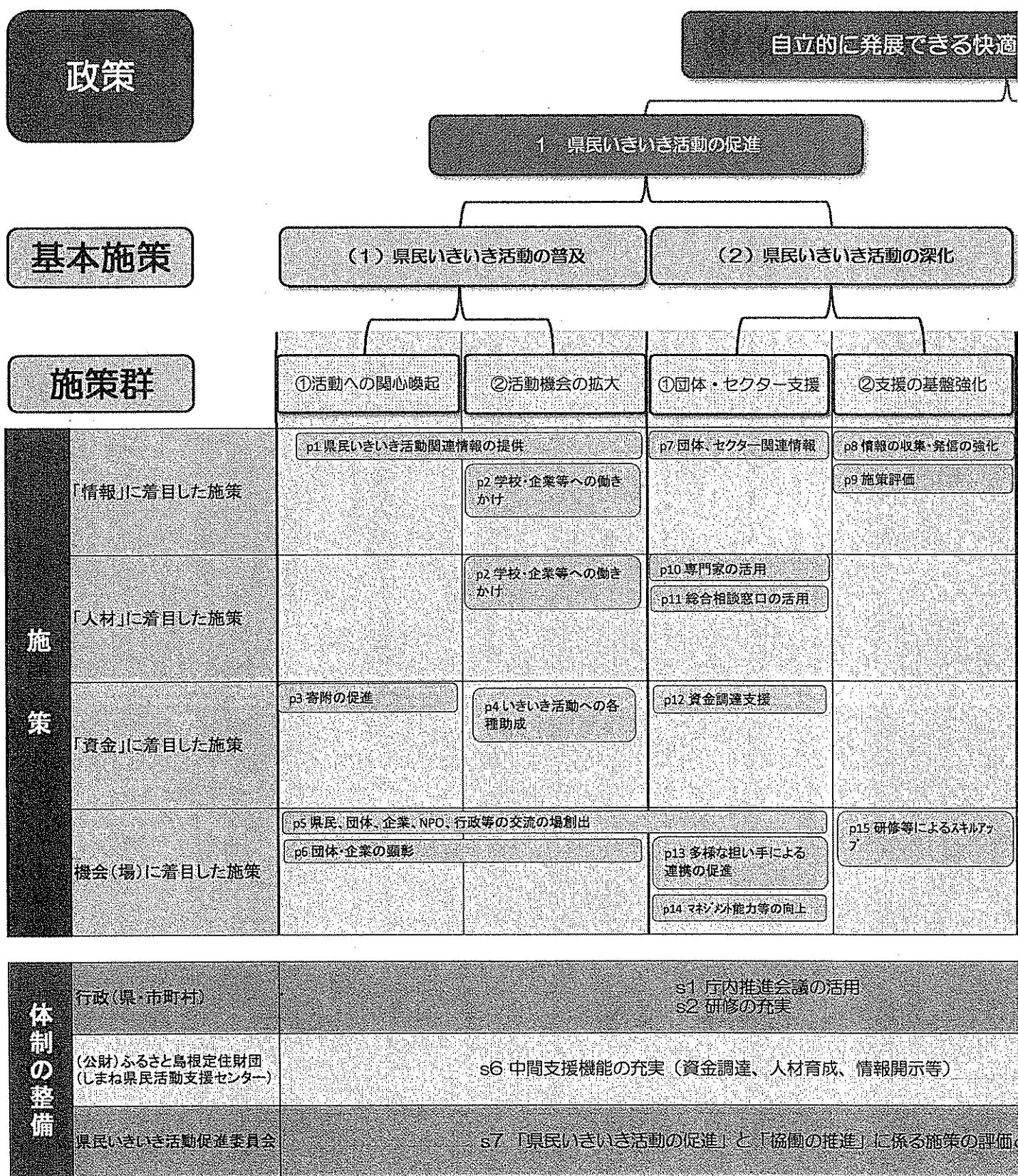


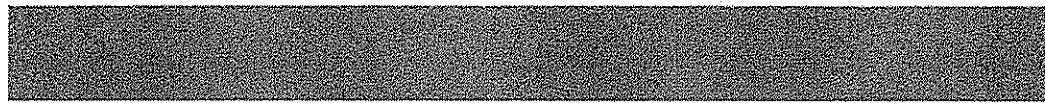


島根になっている



2 県民いきいき活動促進基本方針体系図





で活力のある島根づくり

2 協働の推進

(1) 協働の普及

(2) 協働の深化

①協働への関心喚起

②協働機会の拡大

p16 協働関連情報の提供

p2 学校・企業等への働きかけ

p10 総合相談窓口の活用

p17 協働推進員による支援

p2 学校・企業等への働きかけ

p20 県民、企業、NPO、行政等の交流促進

p21 県機関各所属の事業を活用した協働の実施

p22 多様な担い手の連携促進

①協働実践力の向上

②協働の基盤強化

p23 協働事業の評価・検証及び結果の公表

p24 個別ニーズに応じた情報提供

p9 施策評価

p25 行政コーディネート能力の向上

p26 民間コーディネート能力の向上

p18 県機関各所属の事業を活用した協働の実施

p19 各種助成事業の活用

p27 モデル的な協働実践事業の実施、スキルアップ

p27 モデル的な協働実践事業の実施、スキルアップ

s3 協働推進員制度の充実・強化
s4 市町村との連携強化

s5 施策評価

提言等

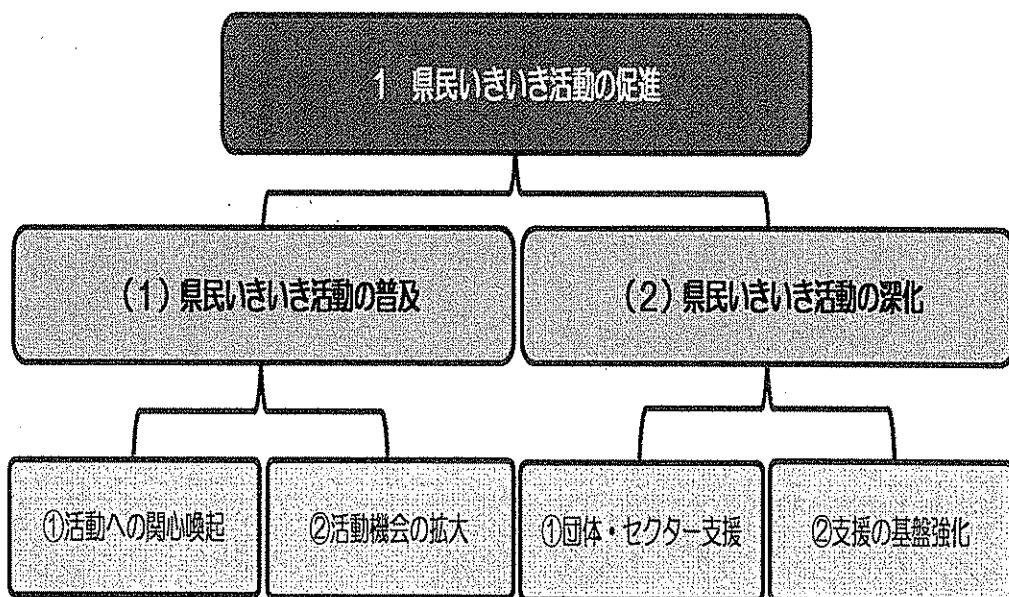
III 施策の体系

島根県は「県民いきいき活動の促進」「協働の推進」の2本柱で施策を展開していきます。

なお、この方針の期間は平成27年度までの4カ年とします。

1 県民いきいき活動の促進

以下の図は、先の体系図から「1 県民いきいき活動の促進」に関わる部分を抜粋したものです。



注) 「①団体・セクター支援」とは、個々のNPOへの支援及びNPOセクター全体への支援を意図しています。

ここで示すとおり、「県民いきいき活動促進」を図るため、大きく二つの「基本施策」に取り組みます。

一つ目は、「県民いきいき活動の普及」を図るため、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供や、活動に参加しやすい環境の整備を行います。

二つ目は、「県民いきいき活動の深化」を図るため、これまで取り組みを進めてきたNPOの活動支援や、支援を行うための基盤整備の強化に取り組みます。

(1) 県民いきいき活動の普及

条例に位置づけられている県民いきいき活動を様々な広報媒体やフォーラムの開催等によって広く県民に周知し、活動の意義等についての理解や関心を喚起します。

県民が県民いきいき活動への積極的な参加ができるよう、県民・企業・NPO等と連携して、活動機会の拡大に向け取り組みます。

①活動への関心喚起

(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、県民いきいき活動に関する様々な情報を収集するとともに、多様な手段により情報提供します。

NPO・ボランティア情報ポータルサイト「島根いきいき広場」及び「だんだん」、県のホームページや広報誌、(公財)ふるさと島根定住財団の機関誌等を活用し、NPOの紹介や県民いきいき活動に関する情報提供の充実により、活動への関心喚起を図ります。

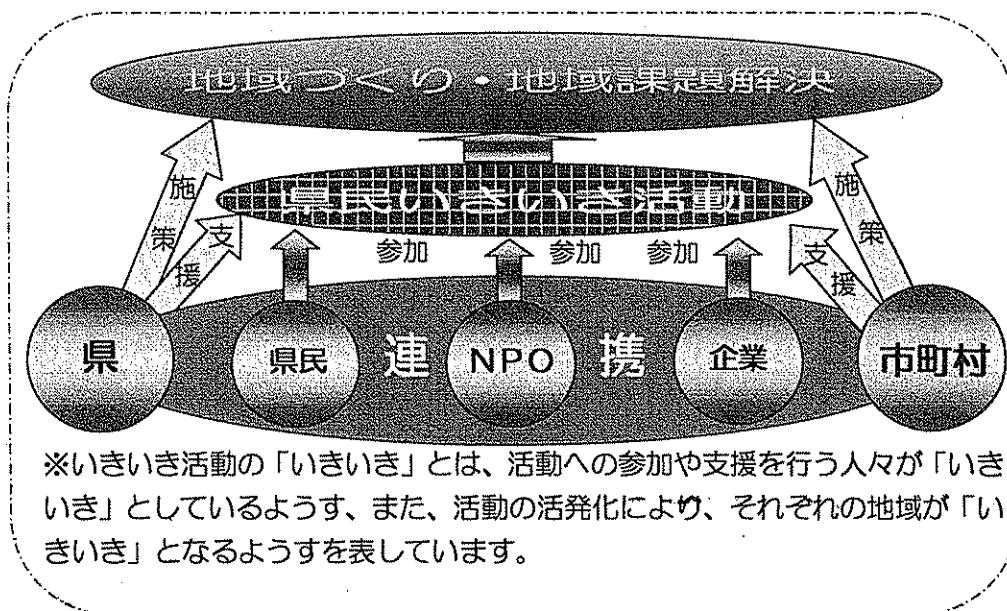
また、県民・企業・NPO・行政等の協働・連携等に関するフォーラム等の開催を通じて、関係者の理解を深めます。

②活動機会の拡大

県民いきいき活動に対する機運の醸成と活動への参加の促進を図るため、参加しやすい家庭・学校・職場・地域の環境づくりを促進します。

先駆的な優れた活動を行ったNPOや企業を顕彰することにより、活動の広がりと県民活動の活発化を図ります。

【参考図：県民いきいき活動のイメージ】



(2) 県民いきいき活動の深化

個々のNPOやNPOセクターが自主的で主体的な活動を展開し、地域課題の解決に貢献できるよう、支援を行います。

また、活動の成果がよりよいものとなるよう、行政や中間支援組織の機能の充実を図ることにより、支援を行うための基盤を強化します。

①団体・セクター支援

NPOが自律的な活動を行う上で課題となっている労務管理や会計処理、税務等、団体の運営全般に関するマネジメント能力の向上を目的とした専門研修等を行います。

しまね社会貢献基金制度やNPO法人を対象とした低利融資制度等の活用によりNPOの資金調達に関する支援を行うとともに、NPO自らが寄附を募る取り組みについても、研修等による支援を行います。

NPO相互の連携・協力を促し、NPOセクターの社会的な信頼性が高まるよう、支援を行います。

②支援の基盤強化

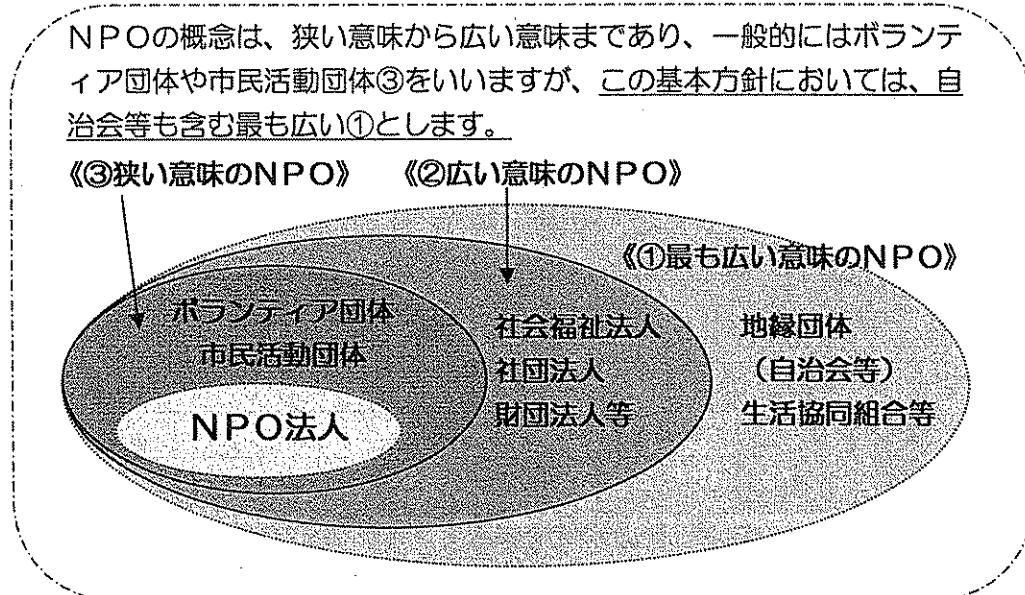
NPOの抱える大きな課題である資金調達、人材育成、情報開示等を解決するためには、専門研修の実施や個別相談の実施等、きめ細やかな支援が必要となります。

県では、県全域を活動範囲とする中間支援組織、(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)の専門スタッフの人材育成や支援メニューの充実等により、NPOの活動を支援するための基盤強化を図ります。

【参考図：NPOの概念】

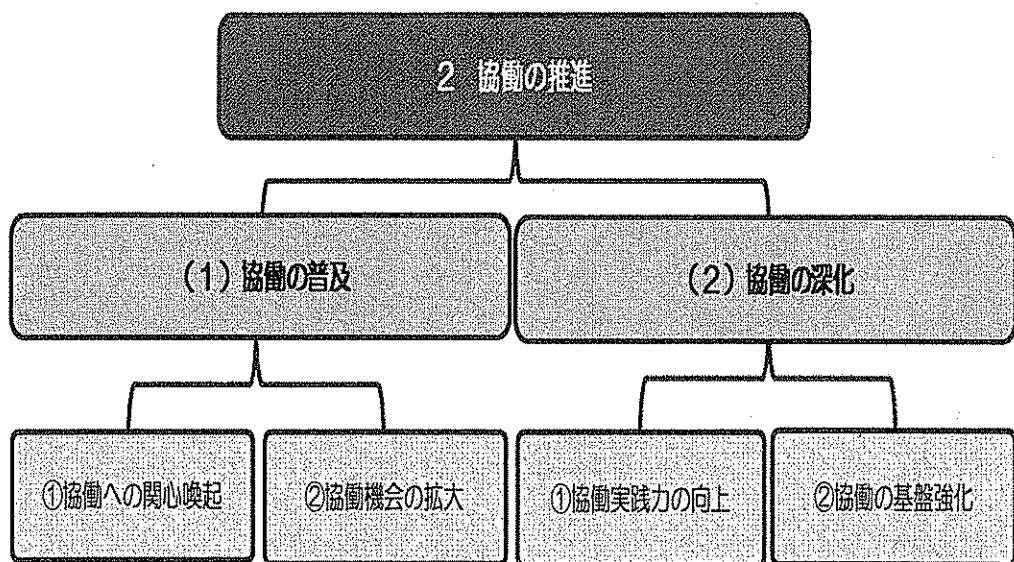
NPOの概念は、狭い意味から広い意味まであり、一般的にはボランティア団体や市民活動団体③をいいますが、この基本方針においては、自治会等も含む最も広い①とします。

《③狭い意味のNPO》 《②広い意味のNPO》



2 協働の推進

以下の図は、先の体系図から「2 協働の推進」に関わる部分を抜粋したものです。

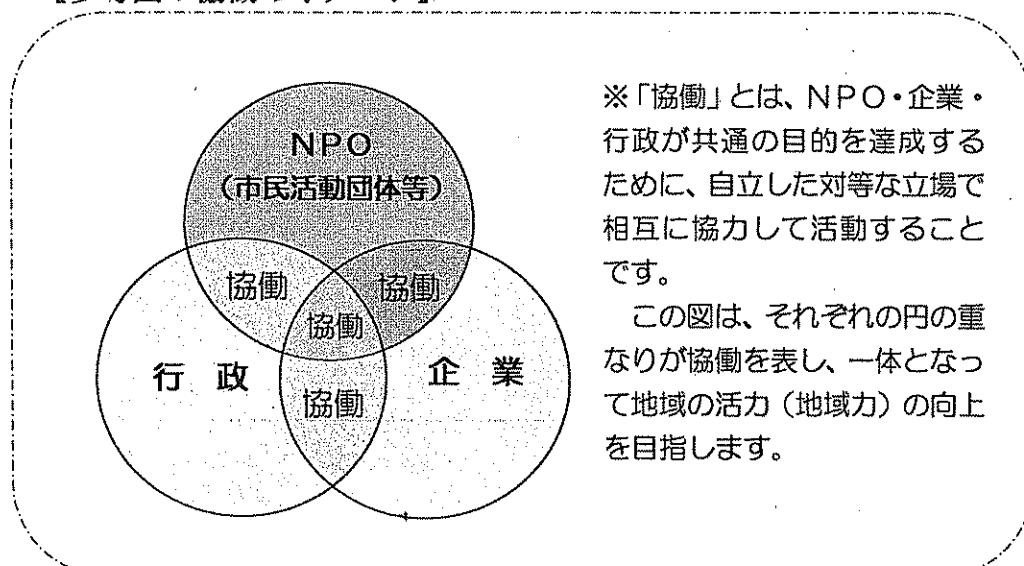


ここで示すとおり、「協働の推進」を図るため、大きく二つの「基本施策」に取り組みます。

一つ目は、「協働の普及」を図るため、県民・企業・NPO・行政等多様な担い手の交流・連携が進むよう、環境の整備や情報提供を行います。

二つ目は、「協働の深化」を図るため、協働実践力の向上や協働の質的向上を目指す施策に取り組みます。

【参考図：協働のイメージ】



(1) 協働の普及

協働のための環境を整備し、広げていくために、協働への関心を喚起し、協働に関わる機会を増やす取り組みを進めます。

①協働への関心喚起

協働の当事者であるNPO等に対し、協働の必要性や取り組み事例等、協働に関する各種情報を発信することにより、協働への関心を喚起します。また、総合相談窓口や協働推進員の配置を通じて、協働を促す雰囲気づくりや仕組みづくりを進めます。

②協働機会の拡大

県民・企業・NPO・行政等協働の担い手の出会いの場づくりや交流の機会を増やし、協働を促す環境を整備します。また、県が各分野で取り組む事業のうち、県民やNPOと協働することで、より効果的、効率的に実施できるものについて、双方で協議・合意形成のうえ、協働事業を推進します。鳥取県等との広域的な連携を図る協働事業についても取り組みを進めます。

(2) 協働の深化

地域課題の解決や地域づくりに向け協働の取り組みを担う県民・企業・NPO・行政等の実践力の向上を図ります。また、協働事業の質的向上と成果の継続とともに当事者の達成感がもたらされるよう協働の深化を図ります。

①協働実践力の向上

協働事業の実施に当たっては、評価・検証、事業結果を公表する手法によるモデル的な協働実践事業を通じて、協働事業の内容や体制を充実させ、実践力の向上を図ります。

また、県各課が行う協働事業についても、協働推進員の相談・コーディネート機能を活用して、当事者の個別ニーズに応じた丁寧な情報の収集・提供や意見交換を行う等、より協働の効果が高まる環境づくりを行います。

②協働の基盤強化

協働事業の担い手である県民・企業・NPO・行政等の情報共有や学びの機会を提供するための交流の場づくり、事業を通じた実践的な研修によりコーディネーターを養成する等、人材の育成に取り組みます。

IV 体制の整備

自立的に発展できる快適で活力ある島根づくりに向けて、県民・企業・NPO・行政等多様な担い手がそれぞれ役割を果たしていくことが重要です。そのためには、それぞれの担い手が抱える様々な課題を解決するための支援体制が必要です。県は、市町村、（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）、県民いきいき活動促進委員会と連携し、支援の体制を整備します。

1 行政（県・市町村）

(1) 県の取り組み

県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進を図るため、庁内推進会議を活用して県機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行います。

また、県機関各職場の協働推進員を始めとした県職員の人材育成のため、情報共有や研修機会の充実を図ります。特に、協働を推進していくうえで必要なコーディネートを行う人材の育成や、協働を促す雰囲気づくりや仕組みづくりを進めます。

(2) 市町村への働きかけ

より住民に身近な基礎自治体である市町村が、住民・企業・NPO・地縁団体等の様々な団体が取り組む自発的な活動を支援し、協働により共に地域課題の解決にあたることが求められる中で、地域における県民いきいき活動や協働が進むよう、情報共有やそれぞれの事業を活用した協働の推進等、県・市町村で連携協力して環境整備に取り組みます。

2 （公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）

県内のNPO等が抱える様々な課題に自ら主体的に取り組むに当たり、効果的かつ効率的に支援を行う役割が期待される（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）の機能の充実を図ります。特に、NPO等をとりまく大きな課題である資金調達、人材育成、情報開示等に対する取り組みが実施できるよう支援します。

3 県民いきいき活動促進委員会

いきいき活動実践者・学識経験者・企業・市町村等からなる県民いきいき活動促進委員会において、「県民いきいき活動の促進」及び「協働の推進」に関する施策の提言・助言・評価を行います。また、同委員会の活動を通じて県民等の意見を県の施策に反映させます。

V 施策の評価と検証

この基本方針は、条例に基づく島根県（行政機関）の施策の方針を示すものであると同時に、県民・企業・NPO・行政等が県民いきいき活動に積極的に参加、役割を果たすうえでわかりやすい方針であることが必要です。

「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」を2つの柱として施策の展開を進めていきますが、行政施策としての評価と検証に加え、県民等の立場からみて、これらの事業体系に基づく取り組みにより、計画期間中に、県民等をとりまく環境、状態がどのように変化、改善したのか、そのような視点からの評価と検証を行なう必要があります。

〔成果指標一覧表〕

政策 指標	県民いきいき活動により地域が活性化している		協働により地域が活性化している	
	a1 関連施策に対する県民の認識(重要度・満足度)		b1 協働関連施策に対する県民の認識(重要度・満足度)	
基本 施 策 指 標	県民いきいき活動が広がっている	県民いきいき活動が深まっている	協働が広がっている	協働が深まっている
	a2 県民いきいき活動への参加率	a4 力のあるNPO法人数	b2 提案公募型事業への応募団体数	b4 各モデル事業の達成度
	a3 NPO法人への寄附件数	a5 認定NPO法人数	b3 協働機会のある行政の事業数・予算総額と割合	b5 協働事業に関する自己評価
施 策 群 指 標	関心が高い 機会がいかせる	力がある 環境が整っている	関心が高い 機会がいかせる	力がある 環境が整っている
	a6 NPO法人数	a9 支援関連施策に対するNPOの満足度	b6 協働経験したNPO数	b9 協働関連施策に対するNPO等の満足度
	a7 「県民いきいき活動への参加機会がない」とする人の割合	a10 CANPANでの情報開示度	b7 協働経験のある行政職員数	b10 人員や資金面の制約により協働できない団体の割合
	a8 ボランティア休暇制度導入率・取得率	a11 NPOのネットワーク数	b8 協働に関する制度や手続等への満足度	b11 コーディネーターによる協働成立数

VI 方針の見直し

この基本方針は、策定後も、島根総合発展計画の毎年の進行管理や、地方分権の進展等、今後の社会経済情勢の変化や県民いきいき活動の状況、県民いきいき活動促進委員会等で得られた意見を勘案して、見直しを行うものとします。

VII 関係資料

1 島根県県民いきいき活動促進条例	P15
2 島根県県民いきいき活動促進委員会	
設置要綱	P17
委員名簿	P18
基本方針行動計画策定部会構成員名簿	P19
3 県民いきいき活動庁内推進会議	
設置要綱	P20
委員名簿	P21
ワーキンググループ設置要領	P22
ワーキンググループ構成員	P23
4 県内のNPO法人の認証状況（平成24年1月末現在）	P24
5 県民いきいき活動及びNPOとの協働に関するアンケートの概要	P25

島根県県民いきいき活動促進条例

平成17年3月25日

島根県条例第37号

島根県県民いきいき活動促進条例をここに公布する。

島根県県民いきいき活動促進条例

わたしたちのふるさと島根では、先人によってはぐくまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。

一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体(NPO)等による活動が活発に展開されるようになってきた。

本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果たしている。

わたしたちは、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による自主的で主体的な活動が地域社会に貢献する意義を踏まえ、これらの活動を県民いきいき活動と位置付け、地域社会を構成する人々や団体が連携協力して促進することを決意し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「県民いきいき活動団体」とは、法人その他の団体であって、県民いきいき活動を行うものをいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、県民いきいき活動団体及び事業者をいう。

4 この条例において「協働」とは、県民いきいき活動団体及び県が共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動することをいう。

(基本理念)

第3条 県民いきいき活動は、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献するものとして、その健全な発展が図られなければならない。

2 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならない。

3 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等、市町村その他の地方公共団体、国及び県の相互理解の下に県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めることによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(県民いきいき活動団体の役割)

第5条 県民いきいき活動団体は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、協働を推進するものとする。

3 県は、県民いきいき活動を促進し、及び協働を推進するため、県民等と市町村その他地方公共団体及び国との連携に配慮するものとする。

(基本方針)

第8条 知事は、促進施策を推進するため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 促進施策の基本的事項

(2) 促進施策の策定及び実施に当たって配慮すべき事項

(3) その他県民いきいき活動の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、広く一般の意見を聞くものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村との連携)

第9条 県は、促進施策の策定及び実施に当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(促進施策)

第10条 県は、促進施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 啓発活動、学習機会の提供その他の県民等の理解を深めるために必要な施策

(2) 情報の提供その他の県民等の参加を促進するために必要な施策

(3) 研修の実施その他の専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策

2 県は、前項に定めるもののほか、県民いきいき活動を促進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(協働の推進)

第11条 知事は、協働を推進するため、協働の推進に係る具体的な方策、協働に関し留意すべき事項等を内容とする指針を定めるものとする。

2 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施するものとする。

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進に資するため、県民等の意見を県の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、県民いきいき活動及び協働についての職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、促進施策の実施状況及び協働の推進状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

県民いきいき活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内の県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を推進するために、本県が取り組むべき関連施策等について広く意見を聴し、今後の県民いきいき活動促進の施策展開に資するため、島根県県民いきいき活動促進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 県民いきいき活動の促進方策に関すること。
- (2) 県民いきいき活動団体と行政との協働の促進施策に関すること。
- (3) 島根県社会貢献活動促進基金の運用に関すること。
- (4) その他、この委員会の設置目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）島根県社会貢献活動促進基金の運用に関すること。

第3条 委員会は委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県民いきいき活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 関係団体及び市町村の職員
- (5) その他、県民いきいき活動に深い关心と見識を有する者

3 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は県民いきいき活動庁内推進会議に置き、庶務は環境生活部環境生活総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は第5条の規定にかかわらず知事が招集するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

島根県県民いきいき活動促進委員会委員名簿

選出区分	氏 名	職業又は所属団体	備 考
いきいき活動実践者	井ノ上 知子	特定非営利活動法人 まつえ・まちづくり塾 代表理事	○
	竹田 尚子	特定非営利活動法人 おやこ劇場松江センター 理事長	
	和田 謙二	認定NPO法人 緑と水の連絡会議 事務局長	
	有田 美由樹	特定非営利活動法人 あしづえ 事務局長	
	森山 史朗	生活支援互助ネット けあきの会 幹事	
学識経験者	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授	◎
	本藤 三世子	本藤司法書士合同事務所	
	毎熊 浩一	島根大学法文学部准教授	○
	福田 龍太	松江会計事務所（公認会計士・税理士）	
企業関係者	野田 恵子	商工会連合会副会長	
	藤原 秀晶	山陰中央新報社論説委員会特別委員	
	三島 淳	山陰合同銀行地域プロジェクト支援グループ長	
	南木 建治	中国労働金庫島根県営業本部	
団体及び市町村	渡部 寛子	松江市市民生活相談課専門企画員	
	上本 恭子	江津市政策企画課政策企画係総括主任	
	坂根 尚美	川本町政策推進課情報政策係長	
	松崎 志保	島根県社会福祉協議会企画局・総務部総務経理係主任	
	樋口 和広	県民活動支援センター（ふるさと島根定住財団）地域活動支援課長	

計 18名 (◎委員長: ○副委員長)

県民いきいき活動促進基本方針及び行動計画策定部会構成員

所属団体	氏名	備考
特定非営利活動法人あしふえ	有田 美由樹	
特定非営利活動法人まつえ・まちづくり塾	井ノ上 知子	
特定非営利活動法人おやこ劇場松江センター	竹田 尚子	
中国労働金庫島根県営業本部	南木 憲治	
島根大学准教授	毎熊 浩一	部会長
松江市市民生活相談課	渡部 寛子	
事務局	島根県 NPO活動推進室 室長	吉山 治
	" 企画幹	領家 晴美
	" 企画員	栗原 誠
	" 主任	永富 順子
	" 主任	高橋 誠

※県民いきいき活動促進委員会設置要綱第5条第4項の規定に基づいて本部会を設置

県民いきいき活動庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県民いきいき活動の促進及び県行政における協働を推進し、機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行うために、県民いきいき活動庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 島根県県民いきいき活動促進委員会に関する事項
- (2) 県民いきいき活動の促進のための基本方針の策定に関する事項
- (3) 県民いきいき活動の促進のための府内の連携及び施策の調整に関する事項
- (4) 協働の全府的な推進及び調整に関する事項
- (5) 協働事業の実施に関する事項
- (6) その他県民いきいき活動の促進及び協働の推進に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、環境生活部参事の職にある者をもって充てる。

ただし、環境生活部参事に事故あるとき又は欠けたときは、環境生活部環境生活総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて府内推進会議に委員以外の関係課長等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 県民いきいき活動に係る調査研究・検討・調査及び協働事業に係る検討・調整等を行うため、府内推進会議にワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第6条 庁内推進会議に関する事務は、環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、府内推進会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

県民いきいき活動庁内推進会議委員

部局名	職名	備考
政策企画局	政策企画監	
総務部	総務課長	
総務部	行政改革推進室長	
地域振興部	地域政策課長	
環境生活部	環境生活総務課長	
健康福祉部	健康福祉総務課長	
農林水産部	農林水産総務課長	
商工労働部	商工政策課長	
土木部	土木総務課長	
教育庁	総務課長	
警察本部	警務課長	

県民いきいき活動促進基本方針及び行動計画策定ワーキンググループ設置要領

(設置目的)

第1条 県民いきいき活動促進基本方針及び行動計画（以下「基本方針等」という。）の策定等を行うため、県民いきいき活動庁内推進会議のもとに、県民いきいき活動促進基本方針及び行動計画策定ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(職務)

第2条 ワーキンググループは次の職務を行う。

- (1) 基本方針等策定に当たっての情報収集に関すること。
- (2) 「島根総合発展計画」や施策と調整を図りながら、基本方針等の原案を作成すること。

(構成)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

2 ワーキンググループにリーダーを置き、環境生活総務課NPO活動推進室長をもって充てる。

(運営)

第4条 リーダーは、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。

2 リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、環境生活総務課NPO活動推進室に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

別 表

県民いきいき活動促進基本方針及び行動計画策定ワーキンググループ構成員

所 属	職 名	氏 名	備 考
政策企画局	政策企画監室	副政策企画監 星野 充孝	
総務部	総務課	企画員 梶谷 長之	
地域振興部	地域政策課	調整監 峰村 浩司	
環境生活部	環境生活総務課	上席調整監 福原 保	
健康福祉部	健康福祉総務課	調整監 藤井 徹	
農林水産部	農林水産総務課	企画幹 落部 章二	
商工労働部	商工政策課	調整監 森山 康史	
土木部	土木総務課	調整監 横川 裕	
教育庁	総務課	主任 東森 晋	
警察本部	警務課	係長 内藤 江美	
環境生活部	環境生活総務課 NPO活動推進室	室長 吉山 治	
		企画幹 領家 晴美	
		企画員 栗原 誠	
		主任 永富 順子	
		主任 高橋 誠	

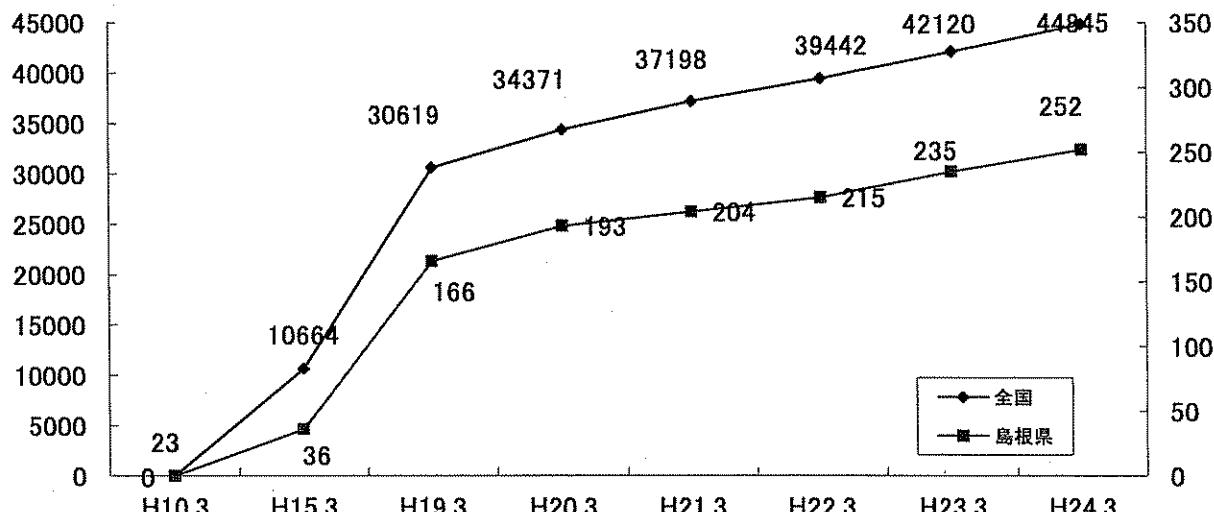
県内のNPO法人の認証状況について(平成24年3月末現在)

環境生活総務課 NPO活動推進室

1. 法人数の推移

年度 項目	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
認証件数	0	9	8	9	10	28	35	35	33	31	15	17	23	19
解散件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	6	3	4
法人総数	0	9	17	26	36	64	99	134	166	193	204	215	235	252

年度別のNPO法人の推移



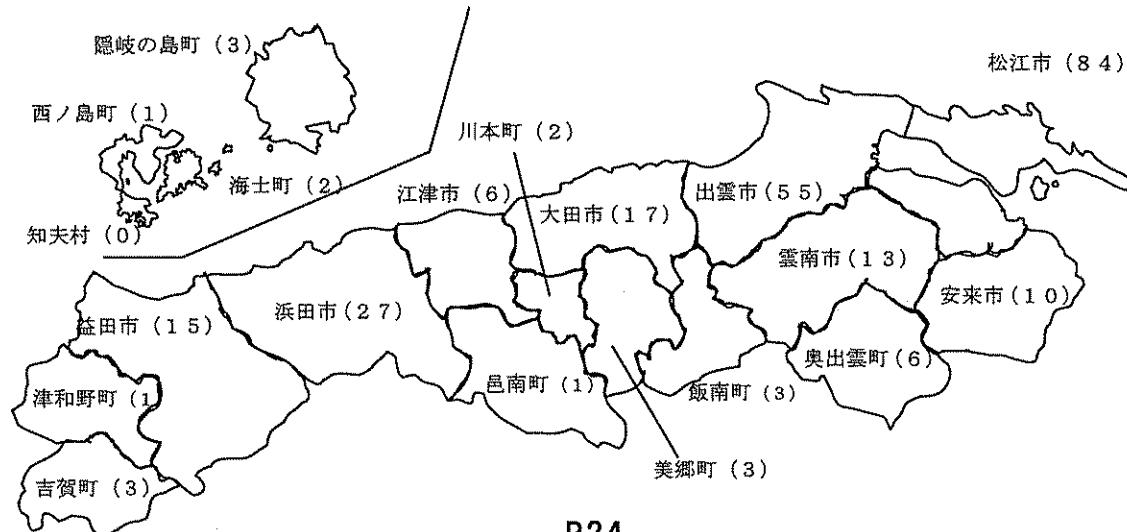
*全国法人数は平成24年2月末現在

2. 活動分野

活動分野	法人数	活動分野	法人数	活動分野	法人数
保健、医療、福祉	169	地域安全	35	科学技術	20
社会教育	123	人権、平和	39	経済活動	77
まちづくり	157	国際協力	42	職業能力、雇用機会	90
文化、芸術、スポーツ	103	男女共同参画社会	27	消費者保護	25
環境保全	103	子どもの健全育成	121	連絡、助言、援助	145
災害救援	24	情報社会	41	合計	1341

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

3. NPO法人分布マップ



県民いきいき活動及び協働に関するアンケートの概要

本調査は、NPO 法人の活動実態や行政に対するニーズを把握し、県民いきいき活動の基本方針及び行動計画を策定するにあたっての基礎資料とするために実施しました。

1. アンケートのあらまし

(1) アンケートの対象

NPO法人：240団体（島根県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人
(内閣府認証法人を除く)（平成23年12月1日現在）

しまね社会貢献基金登録団体（任意団体）：12団体

島根県職員：180人（県協働推進員）

市町村職員：19人（社会貢献活動担当課より各1名）

(2) 回収数（回収率）

NPO法人 99法人 (41.3%)

しまね社会貢献基金登録団体（任意団体） 6団体 (50.0%)

島根県職員 77人 (42.8%)

市町村職員 17人 (89.5%)

(3) アンケート期間 平成23年12月

(4) アンケート方法 調査用紙記入方式

2. アンケート結果

県民いきいき活動及び協働に関するアンケート 集計結果（活動状況関係）

	設問項目	選択項目(%)	
		任団	NPO
NPO法人の活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	43	
	社会教育の推進を図る活動	4	
	まちづくりの推進を図る活動	7	
	観光の振興を図る活動	1	
	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	4	
	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	10	
	環境の保全を図る活動	15	
	災害救援活動	0	
	地域安全活動	1	
	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	0	
	国際協力の活動	1	
	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	0	
	子どもの健全育成を図る活動	7	
	情報化社会の発展を図る活動	1	
	科学技術の振興を図る活動	0	
	経済活動の活性化を図る活動	0	
	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	3	
	消費者の保護を図る活動	0	
	上記活動を行う団体への連絡、助言又は援助の活動	0	
会員数	~19人	52	
	20~49人	21	
	50~99人	16	
	100~199人	5	
	200人~	1	
活動状況	有給常勤スタッフ	63	
	有給非常勤スタッフ	39	
	無給常勤スタッフ	17	
	無給非常勤スタッフ	22	
	特定の事務局スタッフなし	7	
主な活動収入	会費	33	8
	寄附金	0	3
	自主事業による収入	17	31
	民間等からの助成金	33	8
	行政からの補助金・助成金	0	18
	行政からの業務委託費	17	29
	その他	0	0
活動上の問題点	活動資金の調達	17	44
	人材確保・育成	67	35
	経理や労務管理	0	4
	事務所や活動場所の確保	0	5
	多様な主体との交流・連携、ネットワークづくり	17	3
	情報の収集	0	0
	情報の発信	0	2
	その他	0	2
行政に対する支援策	運営費や事業費に対する助成	33	48
	スタッフ等の人材確保・育成	11	20
	経理や労務管理(マネジメント)に関する専門講座等	0	3
	事務所などの活動拠点の提供や会議室等の施設利用	6	6
	多様な主体との交流・連携の場づくり、ネットワークづくり	6	7
	助成事業・協働事業等の紹介や案内	0	5
	団体情報や活動情報の発信に関する専門講座等	0	3
	その他	0	3

県民いきいき活動及び協働に関するアンケート 集計結果(協働関係)

設問項目	選択項目(%)			優先順位(頻度の高い順位)※数値%	
	任団	NPO	県	任団	NPO
協働の実施の有無	あり	100	76	36	
	なし	0	24	64	
協働の相手	国	0	16		④0 ③8
	県	50	47		①50 ②34
	市町村	17	62		②17 ①54
	その他	17	7		②17 ④4
協働の形態(「経験あり」の場合)	共催	0	37	46	④0 ④8
	後援	33	35	36	①33 ③9
	事業委託(受託)	17	65	43	③17 ①43
	補助金・助成金等	33	61	32	③17 ②37
	施策や事業に対する提言	0	17	7	④0 ⑤1
	その他	33	4	4	①33 ⑤1
「協働経験なし」の場合の理由	協働する機会がなかった		54	86	
	協働提案が採用されなかつた(しなかつた)		0	0	
	協働環境の不整備(組織・人員等の制約)		25	8	
	関心がない		4	0	
	方向性に相違がある		0	0	
	協働を知らなかつた		8	0	
	その他		8	6	
協働関係	(NPO等)行政との連携による活動の広がり	17	41		
	(NPO等)地域住民からの認知度の向上	33	11		
	(NPO等)地域における信用・信頼の確保	0	10		
	(NPO等)社会的責任を果たしやすくなること	0	2		
	(行政)NPOとの連携による課題解決策の充実			61	
	(共通)労力面でのメリット	0	1	13	
	(共通)財政面でのメリット	0	22	1	
	(共通)より多様なサービスの提供	0	4	13	
	(共通)地域経済の活性化	0	0	3	
	(共通)雇用の促進	0	2	0	
協働を実施する意義	(共通)NPO(行政)との相互理解の促進	33	2	6	
	(共通)わからない			3	
	(共通)その他	0	2	0	
協働を推進する上での課題・問題の認識	ある	83	48	48	
	ない	0	23	5	
	わからない	17	23	46	
よりよい協働を行うために必要なこと	協働の定義の明確化	0	12	13	
	協働事業についての情報提供	0	12	8	
	行政とNPOとの出会いの場づくり	17	2	3	
	合意形成に向けての十分な協議	50	19	25	
	役割(責任)分担の明確化	17	15	33	
	事業経費・手続きに関する見直し	0	10	3	
	NPOの活動基盤の充実	0	15	10	
	NPO側の協働についての理解促進	0	4	3	
	行政側の協働についての理解促進	0	8	3	
	協働結果の効果検証	0	0	3	
	その他	0	4	0	

県民いきいき活動及び協働に関するアンケート 集計結果（施策関係）

評価項目				各施策の評点(5点満点)				施策間の優先順位(数値は%)			
				任団	NPO	県	市等	任団	NPO	県	市等
1 県民いきいき活動の促進	(1) 県民いきいき活動の普及啓発	①情報の発信	①広報の充実	4.4	3.2	3.2	3.5	④0	①39	①44	③24
			②学習機会の情報提供	3.7	3.4	3	3.2	②17	③13	③21	①41
			③NPOフォーラム等の開催	3.2	3.2	3.3	3.1	②17	⑤8	⑤3	⑤0
		②参加の促進	④参加しやすい家庭、学校や職場の環境づくり	3.4	2.7	2.7	2.9	④0	②23	②22	②29
			⑤団塊世代への呼び掛け	3	2.5	2.3	2.4	①67	④9	④8	⑤0
			⑥県民いきいき活動団体の顕彰	3.2	2.8	3	3.2	④0	⑥0	⑥0	④6
	(2) 県民いきいき活動の充実	①人材の育成等支援	①実務・専門講座等の実施	4	3.6	3	2.9	④0	③19	①27	①24
			②NPO法人入門講座の実施	3.8	3.4	3	2.8	④0	⑥1	⑥5	②18
		②NPOへの支援	③助成情報等の提供	4	3.5	3.1	3	③17	②21	③17	①24
			④寄附等の促進策	2.6	2.9	2.8	2.2	④0	①24	④13	⑥6
2. 県民との連携・協働による行政の推進	(1) 協働のための体制づくり	③研修の充実	⑤中間支援組織の機能の充実	3	2.9	2.7	2.2	②17	⑤9	④13	⑤12
			⑥交流・連携の場、ネットワークづくり	3.4	3	2.9	2.3	①67	④15	②19	②18
		④協働事業に係る情報の提供									
	(2) 地域活性化のための環境づくり	①地域コミュニティの活性化への支援									
		②市町村における協働推進への協力と連携									
		③県事業の活用による協働の実施									
		④地域資源の活用									